

株式会社フジオフードグループ本社
定款

令和3年3月30日改定

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社フジオフードグループ本社と称し、英文では、FUJIO FOOD GROUP INC.と、表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む）、その他法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導
3. 小売店の経営
4. 店舗・オフィス・ショールーム等の企画・設計・施工
5. 内装仕上工事業
6. 厨房用品・厨房機器・冷暖房用設備及び什器備品のリース、販売並びに保守管理に関する業務
7. インテリア商品の開発及び販売
8. 食品、調味料、食品添加物、酒類及び清涼飲料水の販売
9. 食品の調理技術及び献立に関するコンサルタント業
10. 花卉の生産及び花卉・園芸用品の販売並びに造園業及び植木リース業
11. 広告宣伝物の企画、制作、販売及び販売促進物用各種物品の企画、製作、販売
12. ホテルの経営
13. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
14. 損害保険代理業
15. スポーツ施設の企画、運営並びにその指導業務
16. 保育所・託児所等の保育施設の経営及び保育施設関連事業の経営
17. 語学教室その他各種教室の経営
18. クリーニング事業の経営
19. 農業事業の経営
20. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、96,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置きその謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

② 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第29条 取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印又は電子署名を行う。

- ② 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第39条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当及び基準日)

第44条 当会社は、毎年12月31日を基準日として、定時株主総会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第45条 当会社は、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上